

**【廃止】（消費税等に係る経理処理の原則）**

**2 法人税の課税所得金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理については、法若しくは措置法又はこの通達に別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って処理するものとする。**

**【解説】**

- 1 旧消費税経理通達2《消費税等に係る経理処理の原則》は、法人税の課税所得金額の計算に当たっての消費税等の経理処理の基本的な考え方を明らかにしたものであり、法人税の課税所得金額の計算に当たって、法人税法若しくは租税特別措置法又はこの消費税経理通達に定めがない事項については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って処理することとしていた。
- 2 令和3年改正通達では、インボイス制度導入に伴い、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について、課税仕入れ等の税額がないのに仮払消費税等を計上する経理が行われていた場合における課税所得金額の計算を明らかにする見直しを行っており、また、新消費税経理通達1(12)又は(13)《用語の意義》で仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額を定義したことによりこの消費税経理通達に定めがない事項は大幅に狭まったところであり、そもそも「別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って処理する」という取扱いは、法人税法第22条第4項《各事業年度の所得の金額の計算の通則》において明らかにされているところでもあることから、旧消費税経理通達2の取扱いは廃止することとした。